

特定非営利活動法人ひなたぼっこ

共用型認知症対応型通所介護事業・介護予防共用型認知症対応型通所介護事業運営規定

〔事業の目的〕

第1条 特定非営利活動法人ひなたぼっこが開設する特定非営利活動法人ひなたぼっこ〔以下ひなたぼっこという〕共用型認知症対応型通所介護事業・介護予防認知症対応型通所介護事業〔以下事業という〕の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する規定を定め、要介護状態または要支援状態にあり、認知症の診断を受けた高齢者に対し事業所の従業者が適正な共用型通所介護を提供することを目的とする。

〔運営の方針〕

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活に役立つよう、入浴、排泄、食事の介護および生活相談、機能訓練等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復をはかるものとする。

〔事業所の名称等〕

第3条 事業をおこなう事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

①名称 そよかぜ

②所在地 岐阜県中津川市高山1951-43

〔職員の職種、員数及び職務の内容〕

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員・同一敷地内の他の事業所、職務との兼任可）

管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

(2) 生活相談員 1名（常勤職員・同一敷地内の他の事業所、職務との兼任可）

生活相談員は事業所に対する共用型通所介護の利用の申し込みに関する調整、利用者とその家族の生活相談を受け、適切な指導、アドバイスを行う。

(3) 介護職員 1名（常勤職員または非常勤職員・兼任可）

介護職員は事業所内における入浴、排泄、食事の介助、機能訓練、余暇活動等利用者に対するサービス提供の中心部分を担う。

(4) 事務職員 1名（非常勤）

必要な事務を行う。また他の職務との兼任可。

〔営業日及び営業時間〕

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 毎週月曜日から日曜日。12月29日から1月3日の間は原則として休業日とする。但し休業日の利用については利用者の希望に応じるよう努める。

(2) 営業時間 毎日午前9時30分から午後4時までとする。但し営業時間外の利用

については利用者の希望に応じるよう努める。

〔通所介護の利用定員〕

第6条 通所介護の利用定員は共用型通所介護および共用型介護予防通所介護あわせて3名とする。

〔通所介護の内容及び利用料〕

第7条 事業所は、共用型通所介護の提供に当たっては、利用者の認知症の症状を緩和し安心して通所出来るよう適切に行なうこととする。同時にひとり一人の人格の尊重を大切にす。

- 1 共用型通所介護の内容は次のとおりとし、共用型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該共用型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の額を利用者から徴収する。

＊入浴介護加算は入浴1回につき50円を加算する。

＊介護職員処遇改善加算は個々の利用総単位にあわせて計算した額を加算する。

(1)機能訓練

(2)入浴

(3)食事の提供

(4)健康チェック

(5)送迎

- 2 食費は450円徴収する。(おやつ代含む)

- 3 レク費として300円を徴収する

- 4 おむつ代は実費を徴収する。

- 5 第10条の通常の事業実施区域をこえて行う共用型介護に要した送迎の費用は次の額を徴収する。事業所から10キロメートル以上 2000円

- 6 日常生活において利用者が通常必要な負担すべき費用は、実費を徴収する。

前各号の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名、捺印)をうけることとする。

〔共用型通所介護計画の作成〕

第8条 事業所は地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業者または利用者が作成した通所介護計画に従い、通所介護計画を作成する。

〔緊急時における対応方法〕

第9条 従業者は、共用型通所介護サービスを行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族・主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

〔通常の事業実施区域〕

- 通常の事業の実施区域は中津川市高山とする。但し区域外の利用については利用者の希望に応じるよう努める。

- [サービス利用にあたっての留意事項]
- 第11条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - 気分が悪くなったときは速やかに申し出る
 - 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - 時間に遅れた場合は送迎サービスが受けられない場合がある。
- [非常災害対策]
- 第12条 事業所は、防火管理についての責任者を決め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的に非難・救出訓練を行う。

[その他運営についての留意事項]

- 第13条 共用型通所介護事業所そよかぜは従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内。
 - (2) 継続研修 年2回
 - (3) その他必要に応じ随時実施する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ひなたぼっこ事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は平成24年4月1日から施行する。

この規定は平成27年9月1日から施行する。

この規定は平成29年1月3日から施行する。

この規定は平成30年8月1日から施行する。